

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年1月20日

福島県北建設事務所長 吉田 伸明

工 事 番 号	第 24-41310-0198 号
工 事 名	街路（補助（街路））工事（電線共同溝）
質 問 事 項	
<p>1. 現在、本工事と同一現場において配置している技術者（現場代理人・主任技術者（非専任））を、本工事の現場代理人及び監理技術者という立場で配置する事は可能でしょうか。</p> <p>2. 特記仕様書上で埋設管（上水、下水、ガス）等の工事が来年度の夏季に完了となっていますが、すぐに着工出来るのでしょうか。</p> <p>3. 側溝関係道路改良未施工分の電線共同溝の施工は可能なのでしょうか。</p> <p>4. 現在住宅が存在していますが、その近辺の施工は可能なのでしょうか。</p> <p>5. 市道横断部の施工の際は、通行止めでの施工が可能でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 同一現場内別工事の現場代理人兼主任技術者を本工事の現場代理人兼監理技術者として配置することはできません。</p> <p>2. 埋設管が支障となる区間（N045+10～No47 南側、No60～No65 南側）の移設完了予定時期は7月下旬ですが、各埋設管の管理者との調整により移設完了時期が変更となる場合があります。それ以外の区間は、令和7年4月から着工できます。</p> <p>3. 側溝が未施工の箇所についても、電線共同溝は施工できます。</p> <p>4. 本工事は、用地買収が完了した箇所であるため施工できますが、近隣住宅に配慮した施工が必要となります。</p> <p>5. 施工にあたり通行止めが必要な箇所は、市道管理者と通行止めの協議を行います。</p>	